

5. 犯罪被害者支援業務



5-1 平成26年度における業務の概況

(1) ストーカー、DV及び児童虐待の被害者を対象とする支援の検討

平成26年に発足した「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会」の検討結果を取りまとめた報告書が、平成26年6月11日、法務大臣に対し提出された。この検討会では、弁護士、司法書士、法社会学者等のほか、地方自治、福祉、消費者問題、犯罪被害者等のさまざまな分野における有識者によって、高齢者・障がい者の支援、大規模な災害への対応等とともに、ストーカー・DV（domestic violence）等の犯罪被害者に対する法的支援の在り方についての提言も取りまとめられた。その後の検討を経て、平成27年3月24日には「総合法律支援法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第189回通常国会に提出された。

深刻な被害が相次ぐ中、犯罪被害者支援業務では、被害を受けた方がたが必要とする支援の充実に加えて、被害を未然に防止するための対応が求められている。

(2) 職員研修の実施

平成26年度犯罪被害者支援業務担当職員研修では、被害者法廷参加を経験された犯罪被害者ご遺族、現役の公判担当検事、被害者参加弁護士を講師として招き、それぞれの立場から被害者が求める支援、二次的被害の防止、被害者参加制度の内容やそれに対する見解などを2部構成（第1部：講話、第2部：パネルディスカッション）で具体的に講じていただいた。

犯罪被害者や犯罪被害者支援に携わる方の思い、経験を聴くことができ、被害者やご家族の心情や状況への理解を深めるとともに、被害者参加制度への理解を深める貴重な機会となった。

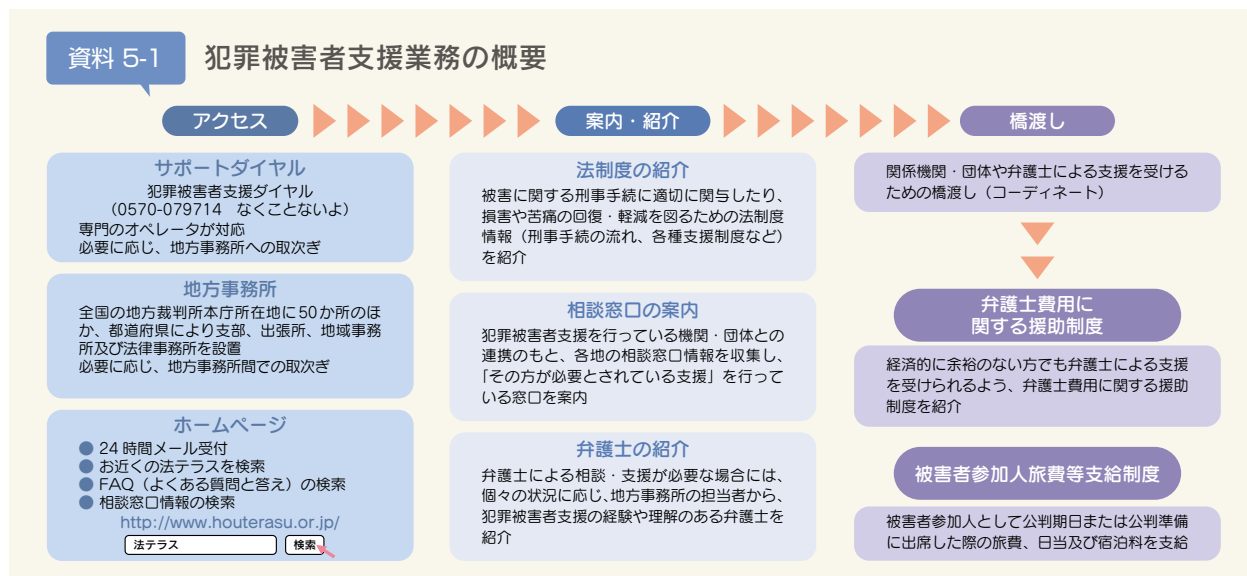
5-2 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者支援業務等の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

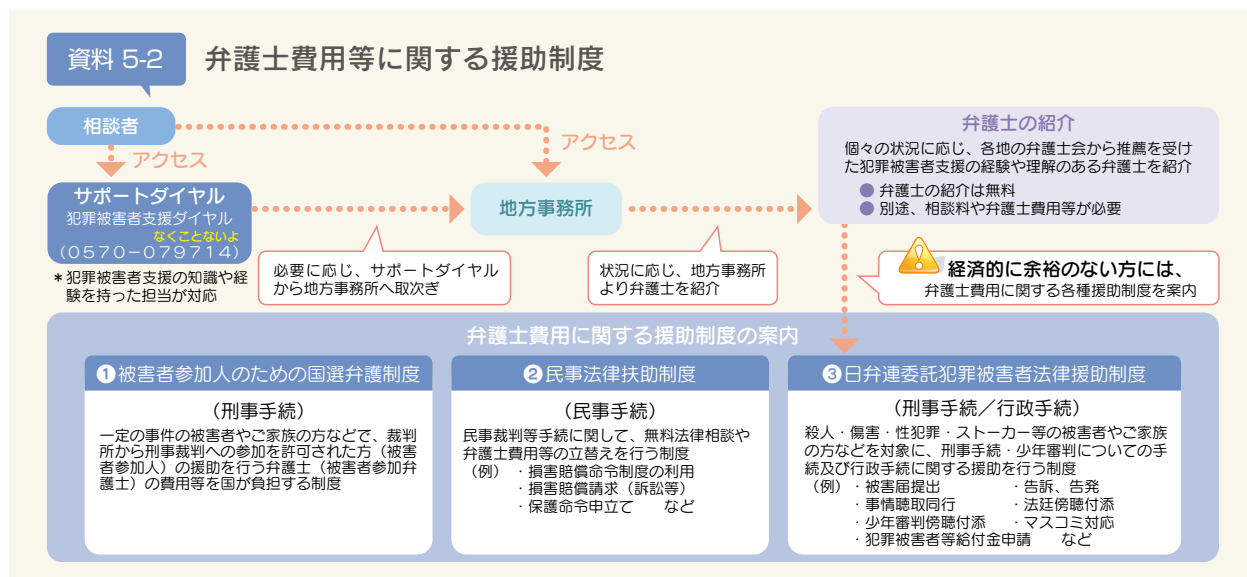
- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) 被害者国選弁護関連業務（後記5-3で詳述する）
- (オ) 被害者参加旅費等支給業務（後記5-4で詳述する）

資料 5-1 犯罪被害者支援業務の概要



また、経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する方は、資料5-2に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができます。

資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



(2) サポートダイヤル (犯罪被害者支援ダイヤル)

ア お問合せ件数

サポートダイヤルには、一般ダイヤルの電話番号「0570-078374 (おなやみなし)」のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714 (なくことないよ)」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

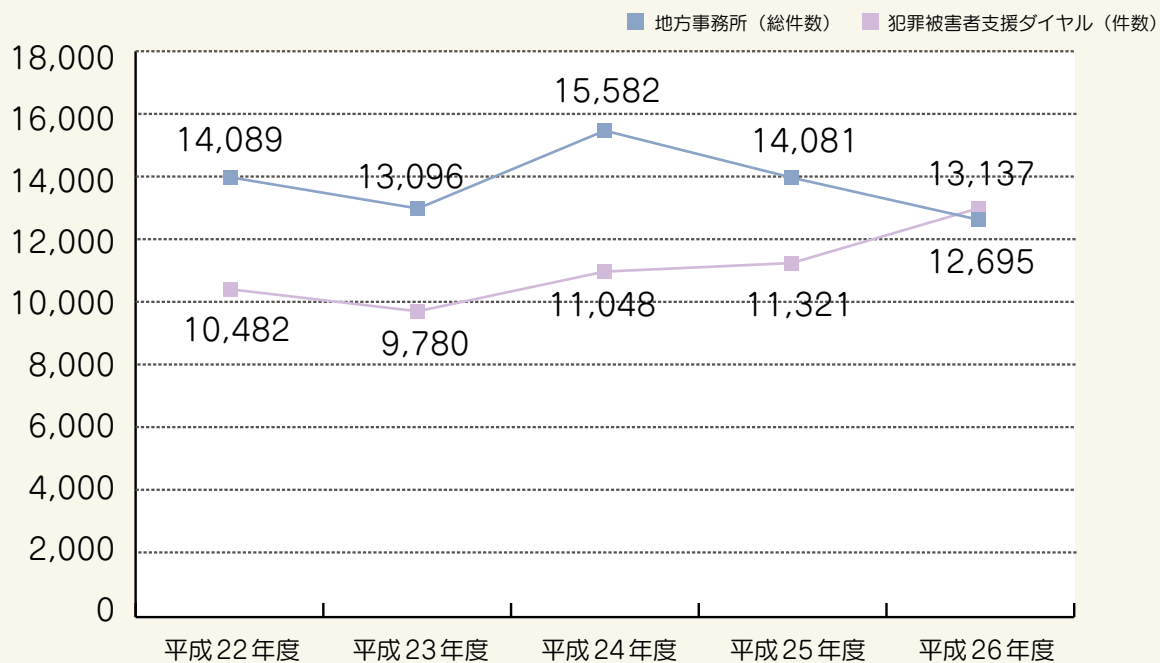
年度ごとのお問合せ件数は資料5-3のとおりである。平成24年度以降、継続して増加傾向にある。業務開始からのお問合せ件数は計84,713件となった。

資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所におけるお問合せ件数の推移

お問合せ対応実績	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	10,482	9,780	11,048	11,321	13,137
地方事務所（総件数）	14,089	13,096	15,582	14,081	12,695

【参考】 業務開始（平成18年10月）～平成26年度末

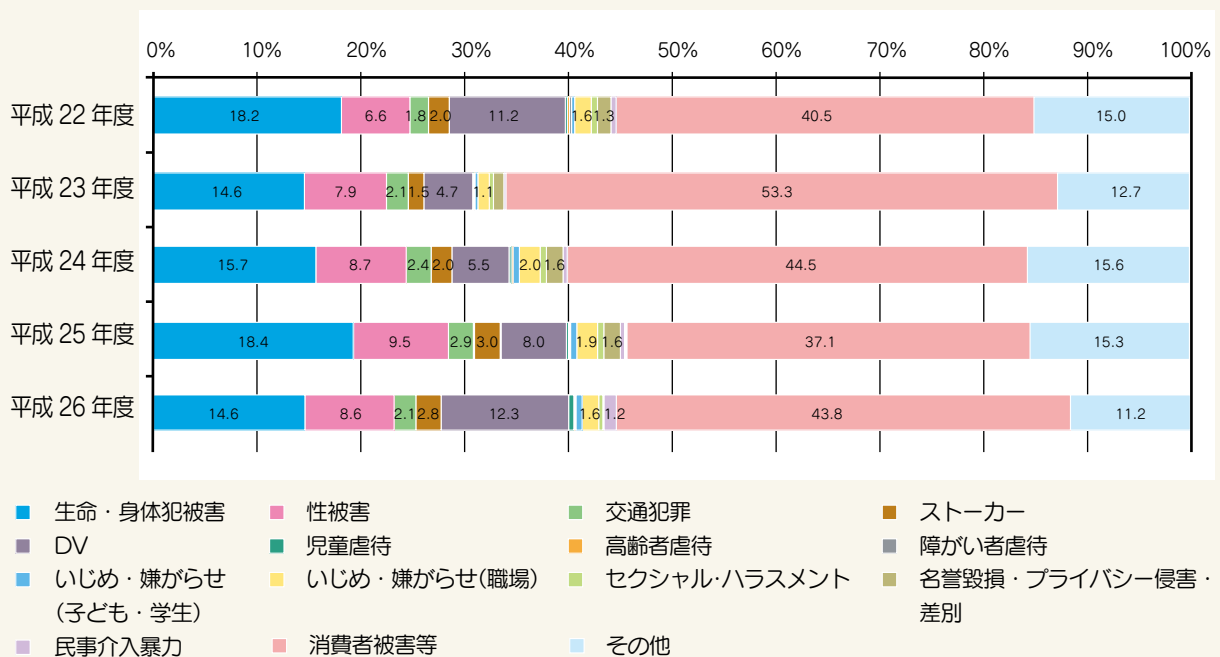
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	84,713 件
地方事務所（総件数）	105,578 件



イ お問合せ内容

平成26年度におけるお問合せ内容の内訳は、資料5-4のとおりである。生命・身体犯被害が最も多く、全体の14.6%を占めている。近年、深刻な被害に発展する傾向があるDV及びストーカーの被害について、DVのお問合せは3年連続で増加し、全体の12.3%を占めた。ストーカー被害に関するお問合せは、昨年度と比較して全体に占める割合はやや減少したものの、お問合せ件数は増加が続いており、迅速な支援が求められている。

資料5-4 犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せ内容の内訳の推移

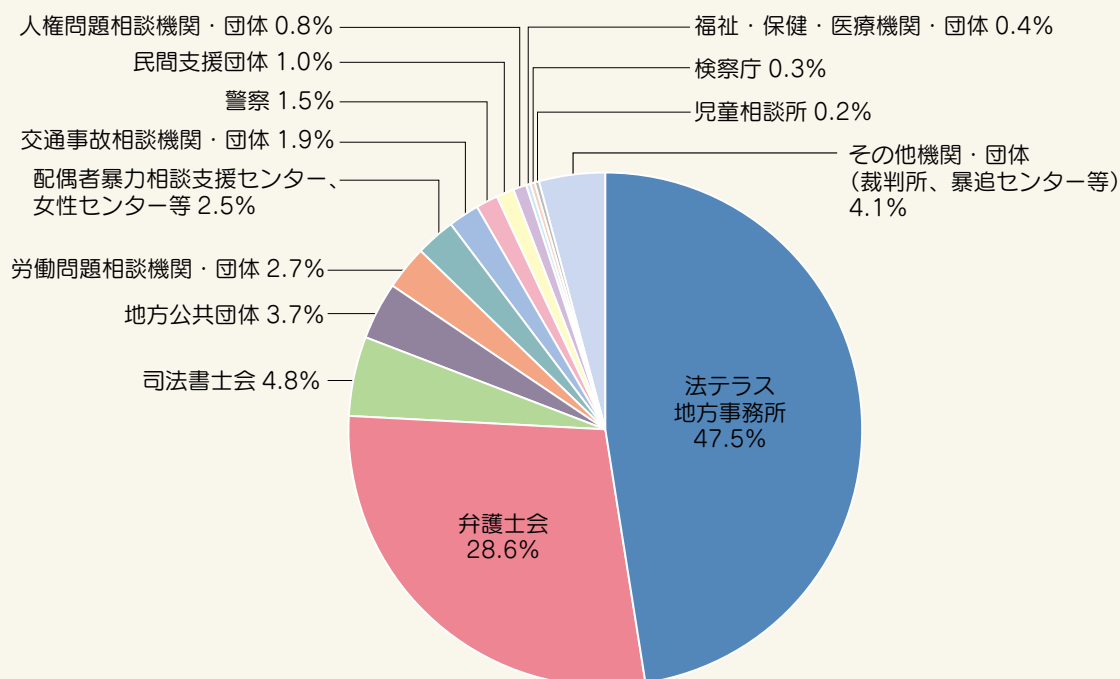


年度	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	名誉毀損・プライバシー侵害・差別	民事介入暴力	消費者被害等	その他	計
平成22年度	18.2%	6.6%	1.8%	2.0%	11.2%	0.2%	0.2%	0.3%	1.6%	1.3%	0.6%	1.3%	0.5%	40.5%	15.0%	100.0%
平成23年度	14.6%	7.9%	2.1%	1.5%	4.7%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	1.1%	0.4%	1.0%	0.2%	53.3%	12.7%	100.0%
平成24年度	15.7%	8.7%	2.4%	2.0%	5.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.6%	2.0%	0.6%	1.6%	0.4%	44.5%	15.6%	100.0%
平成25年度	18.4%	9.5%	2.9%	3.0%	8.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.9%	1.9%	0.5%	1.6%	0.3%	37.1%	15.3%	100.0%
平成26年度	14.6%	8.6%	2.1%	2.8%	12.3%	0.5%	0.1%	0.1%	0.6%	1.6%	0.4%	0.1%	1.2%	43.8%	11.2%	100.0%

ウ 紹介先

平成26年度における犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せに対する紹介先は、法テラス地方事務所が47.5%を占め、次いで弁護士会が28.6%となっている。法律相談を必要とするお問合せが多いことが見て取れる。このほか、お問合せ内容に応じて、司法書士会、地方公共団体、裁判所、法務局、警察、配偶者暴力相談支援センター等を紹介している。

資料5-5 平成26年度犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せに対する紹介先

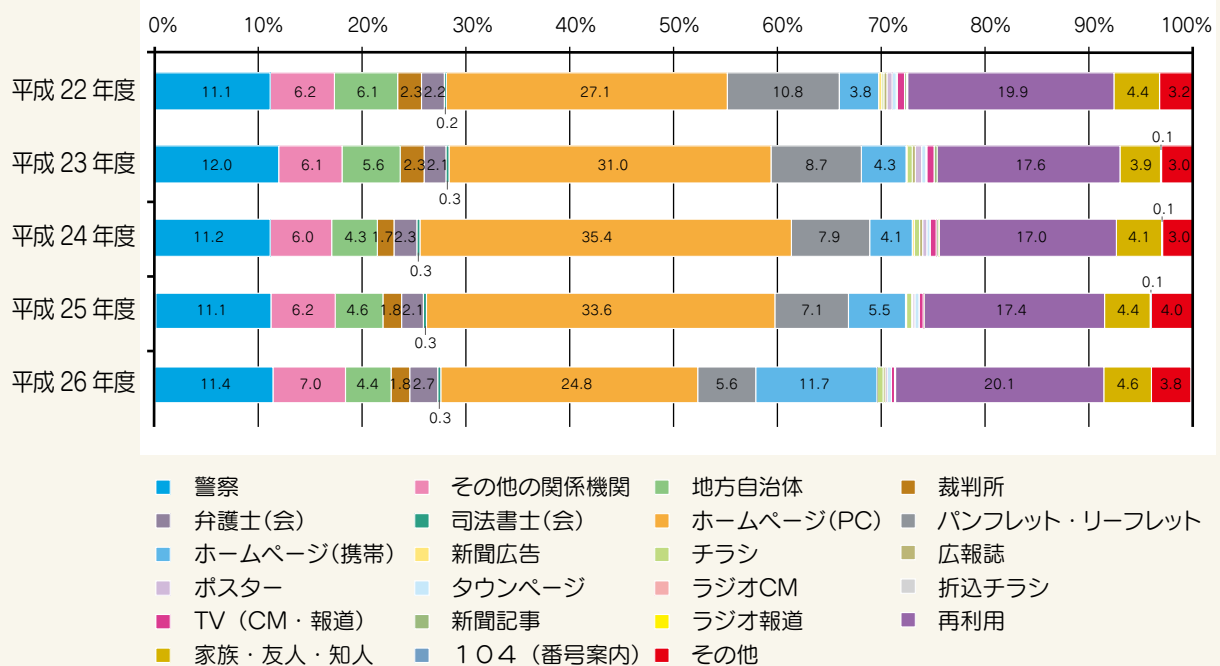


エ 認知媒体

犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体は、携帯電話版ホームページの伸びが大きく、スマートフォンの普及に合わせたホームページ開設・改修の効果が表れている。警察から法テラスを案内されるケースは毎年度11%を超える高い割合を占めており、被害者が警察から必要な情報を得ていることが見て取れる。

資料5-6

犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体の推移



認知媒体	警察	その他の関係機関	地方自治体	裁判所	弁護士(会)	司法書士(会)	ホームページ(PC)	パンフレット・リーフレット	ホームページ(携帯)	新聞広告	チラシ	広報誌
平成22年度	11.1%	6.2%	6.1%	2.3%	2.2%	0.2%	27.1%	10.8%	3.8%	0.3%	0.2%	0.3%
平成23年度	12.0%	6.1%	5.6%	2.3%	2.1%	0.3%	31.0%	8.7%	4.3%	0.1%	0.5%	0.3%
平成24年度	11.2%	6.0%	4.3%	1.7%	2.3%	0.3%	35.4%	7.9%	4.1%	0.2%	0.5%	0.3%
平成25年度	11.1%	6.2%	4.6%	1.8%	2.1%	0.3%	33.6%	7.1%	5.5%	0.1%	0.5%	0.1%
平成26年度	11.4%	7.0%	4.4%	1.8%	2.7%	0.3%	24.8%	5.6%	11.7%	0.0%	0.6%	0.2%

認知媒体	ポスター	タウンページ	ラジオCM	折込チラシ	TV (CM・報道)	新聞記事	ラジオ報道	再利用	家族・友人・知人	104 (番号案内)	その他	合計
平成22年度	0.5%	0.4%	0.0%	0.1%	0.6%	0.2%	0.1%	19.9%	4.4%	0.0%	3.2%	100.0%
平成23年度	0.6%	0.4%	0.0%	0.1%	0.7%	0.3%	0.0%	17.6%	3.9%	0.1%	3.0%	100.0%
平成24年度	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	0.1%	17.0%	4.1%	0.1%	3.0%	100.0%
平成25年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	17.4%	4.4%	0.1%	4.0%	100.0%
平成26年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	20.1%	4.6%	0.0%	3.8%	100.0%

(3) 地方事務所

各都道府県の地方事務所では、電話及び面談による情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士との紹介及び被害者国選弁護関連業務を行っている。

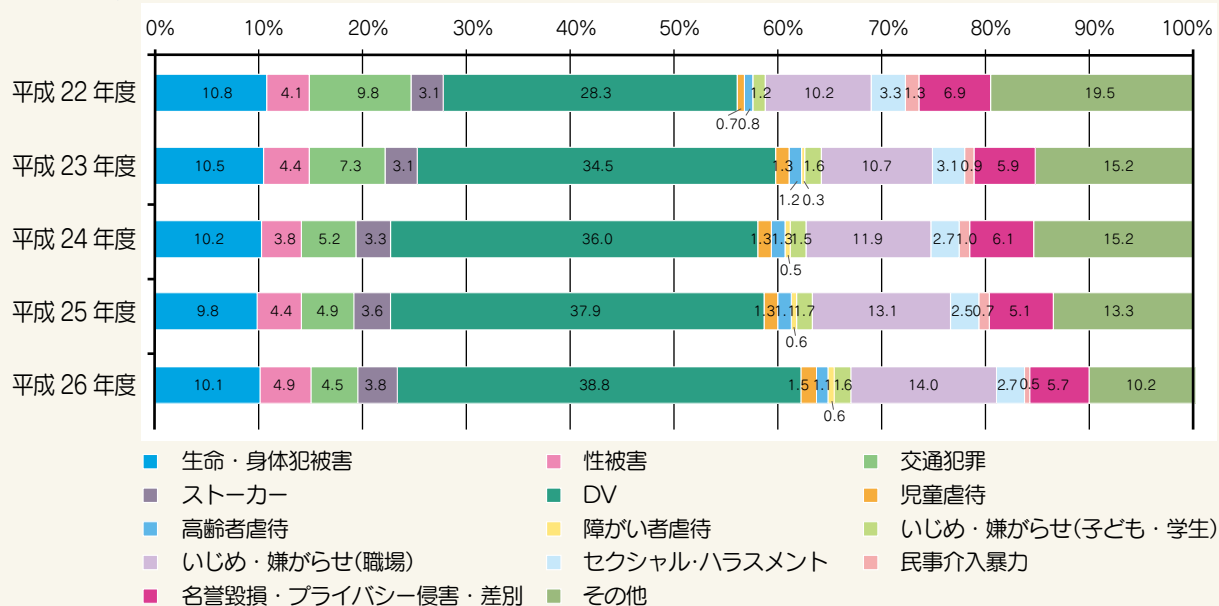
ア お問合せ件数

犯罪被害・刑事手続等に関するお問合せ件数は、前掲資料5-3のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。業務開始以降のお問合せ件数は計105,578件となった。

イ お問合せ内容

平成26年度のお問合せ内容の内訳では、DVの相談が最も多く、全体の38.8%を占めている。職場におけるいじめ・嫌がらせの相談は、微増ではあるものの、統計開始以来、一度も減少することなく増加が続いている。

資料5-7 地方事務所に対応したお問合せ内容の内訳の推移



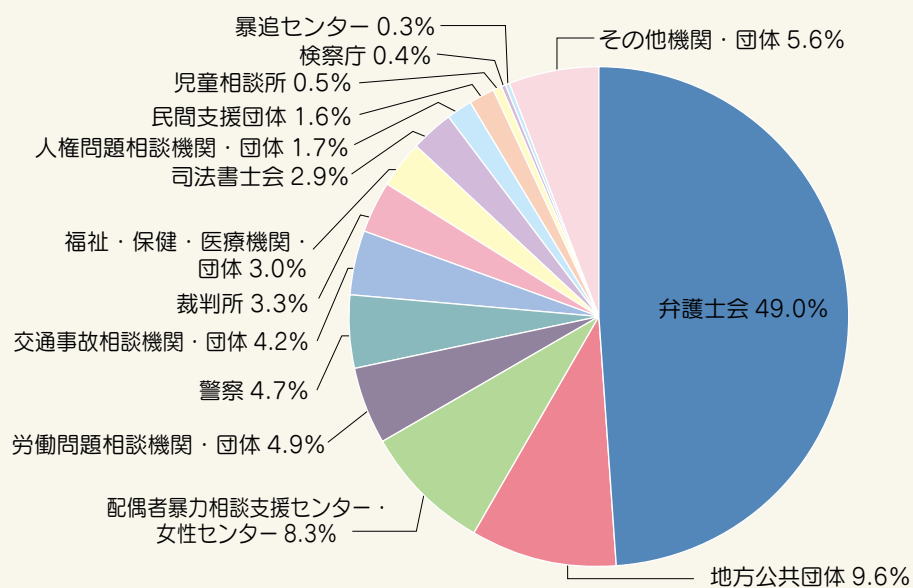
問い合わせ件数(実績管理1)	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別	その他	計
平成22年度	10.8%	4.1%	9.8%	3.1%	28.3%	0.7%	0.8%	—	1.2%	10.2%	3.3%	1.3%	6.9%	19.5%	100.0%
平成23年度	10.5%	4.4%	7.3%	3.1%	34.5%	1.3%	1.2%	0.3%	1.6%	10.7%	3.1%	0.9%	5.9%	15.2%	100.0%
平成24年度	10.2%	3.8%	5.2%	3.3%	36.0%	1.3%	1.3%	0.5%	1.5%	11.9%	2.7%	1.0%	6.1%	15.2%	100.0%
平成25年度	9.8%	4.4%	4.9%	3.6%	37.9%	1.3%	1.1%	0.6%	1.7%	13.1%	2.5%	0.7%	5.1%	13.3%	100.0%
平成26年度	10.1%	4.9%	4.5%	3.8%	38.8%	1.5%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.7%	0.5%	5.7%	10.2%	100.0%

ウ 紹介先

平成26年度に地方事務所で対応したお問合せに対する紹介先は、弁護士会が49.0%と最も多く、次いで地方公共団体が9.6%を占めている。配偶者暴力相談支援センター・女性センターの割合が昨年度と比較して増加しており、DV被害の増加がその一因となっている。

資料5-8

平成26年度地方事務所で対応したお問合せに対する紹介先



エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務について

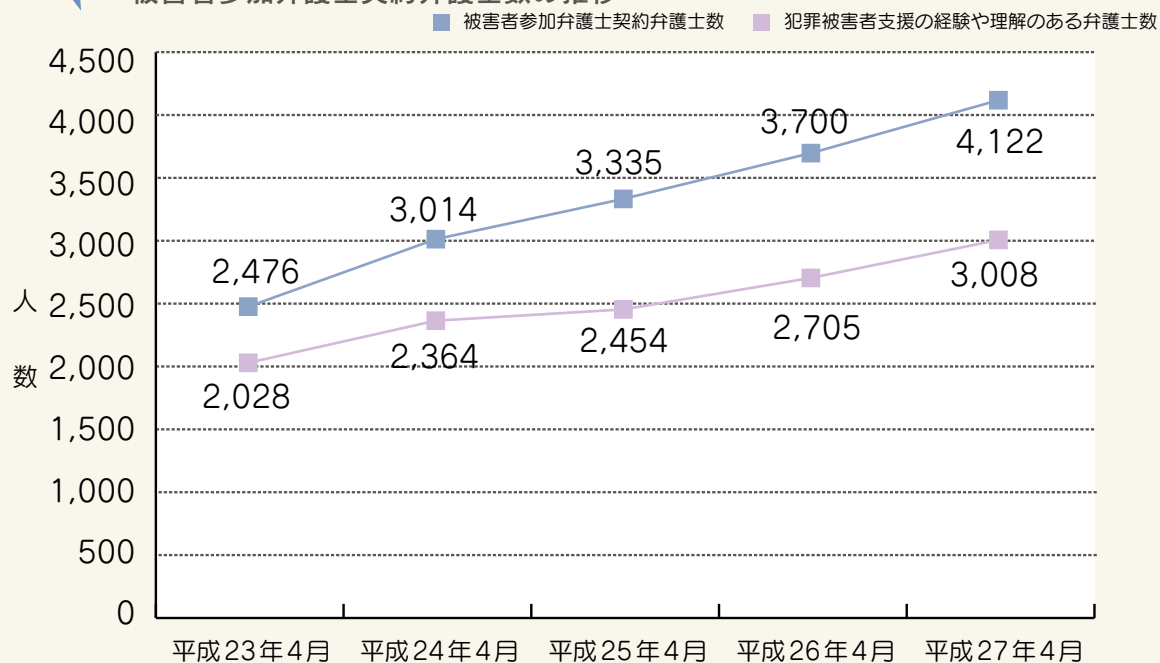
(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数は、平成27年4月1日現在で3,008名となり、前年度末より303名増加した。今後も関係機関との連携により、弁護士確保の取組みを進めていく。

資料 5-9 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数
	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	
東京	321	335	228	208	272	-49
神奈川	78	79	148	145	156	78
埼玉	34	34	35	36	37	3
千葉	56	102	92	111	145	89
茨城	43	49	54	55	64	21
栃木	31	40	42	51	99	68
群馬	25	25	25	45	47	22
静岡	38	52	77	76	93	55
山梨	14	27	32	38	37	23
長野	76	75	75	75	75	-1
新潟	47	51	55	56	63	16
大阪	91	97	96	102	53	-38
京都	94	104	107	108	102	8
兵庫	63	66	65	65	87	24
奈良	21	21	44	46	46	25
滋賀	10	17	18	19	19	9
和歌山	29	36	35	34	33	4
愛知	81	106	107	115	134	53
三重	31	31	31	30	30	-1
岐阜	22	36	39	39	41	19
福井	23	33	35	36	38	15
石川	27	32	40	40	43	16
富山	11	11	11	16	17	6
広島	12	22	19	28	37	25
山口	16	16	16	30	29	13
岡山	27	42	41	50	58	31
鳥取	10	21	21	24	23	13
島根	16	17	20	23	28	12
福岡	187	196	217	226	223	36
佐賀	32	27	27	39	40	8
長崎	24	28	34	40	46	22
大分	42	49	51	53	60	18
熊本	26	27	25	25	29	3
鹿児島	27	28	30	43	43	16
宮崎	19	27	28	28	32	13
沖縄	11	11	11	35	34	23
宮城	24	31	31	65	71	47
福島	27	35	25	24	30	3
山形	19	30	31	29	47	28
岩手	27	26	24	24	26	-1
秋田	32	32	38	38	39	7
青森	21	22	21	24	29	8
札幌	44	81	91	105	121	77
函館	12	16	18	27	30	18
旭川	5	7	16	14	13	8
釧路	17	19	19	22	23	6
香川	26	28	31	41	43	17
徳島	23	36	35	48	46	23
高知	17	12	20	22	26	9
愛媛	19	19	23	32	51	32
合計	2,028	2,364	2,454	2,705	3,008	980

資料 5-10 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数及び被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



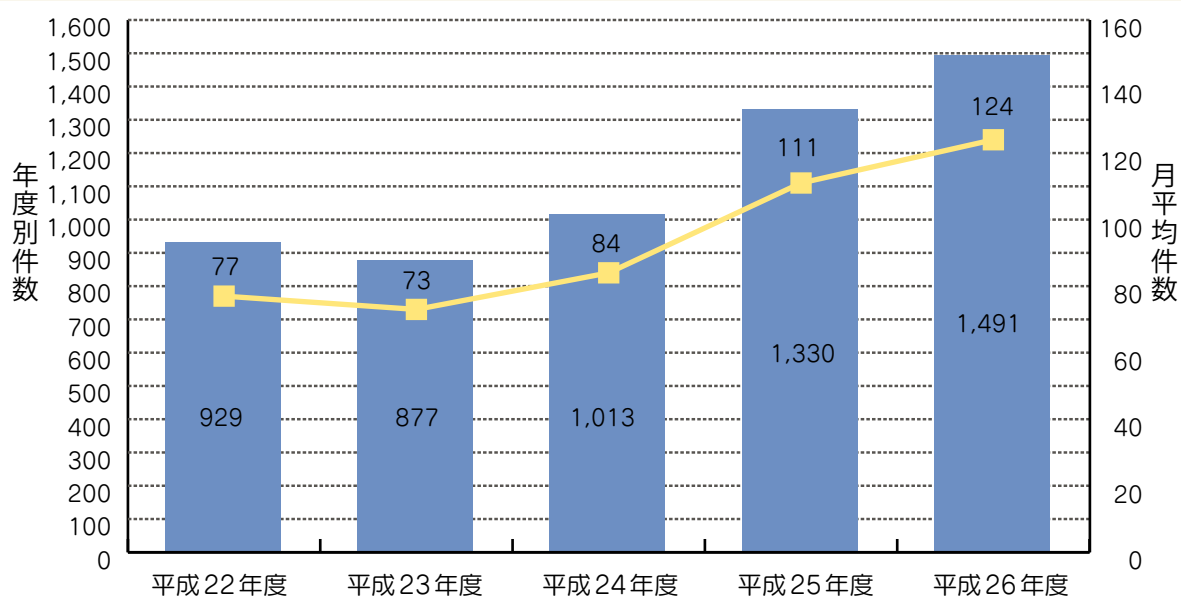
※被害者参加弁護士契約弁護士については
5-3被害者国選弁護関連業務で詳述

(イ) 弁護士紹介件数

紹介件数は平成24年度以降、継続して増加しており、平成26年度は1,491件となった。今後も全国で弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていく。弁護士を紹介した案件の被害種別では、性被害、生命・身体犯被害、DVで、これらの被害種別で全体の88.8%を占めている。

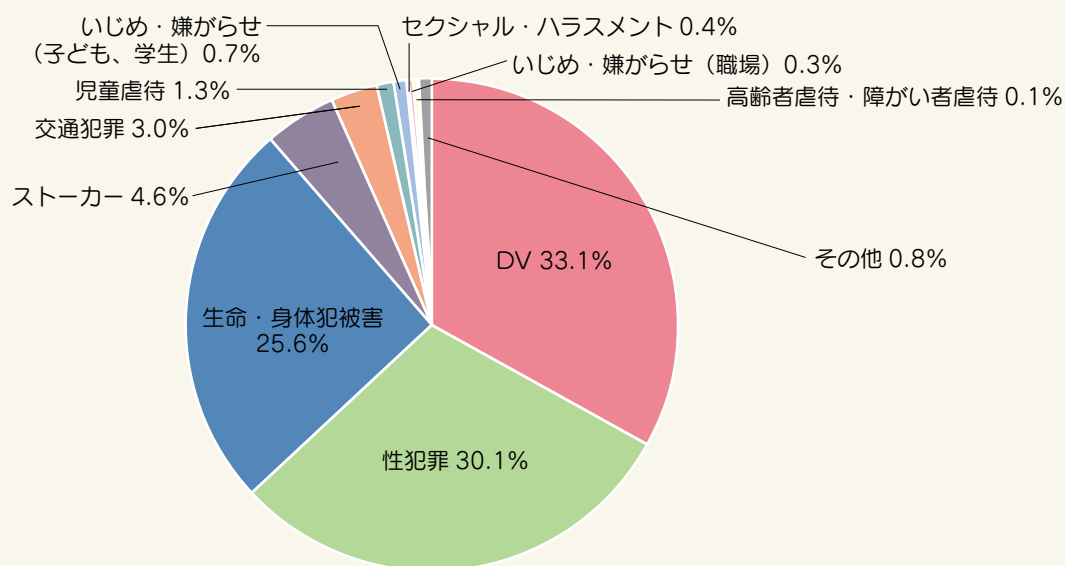
資料 5-11

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の
年度別及び月平均件数の推移



資料5-12

平成26年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



5-3 被害者国選弁護関連業務

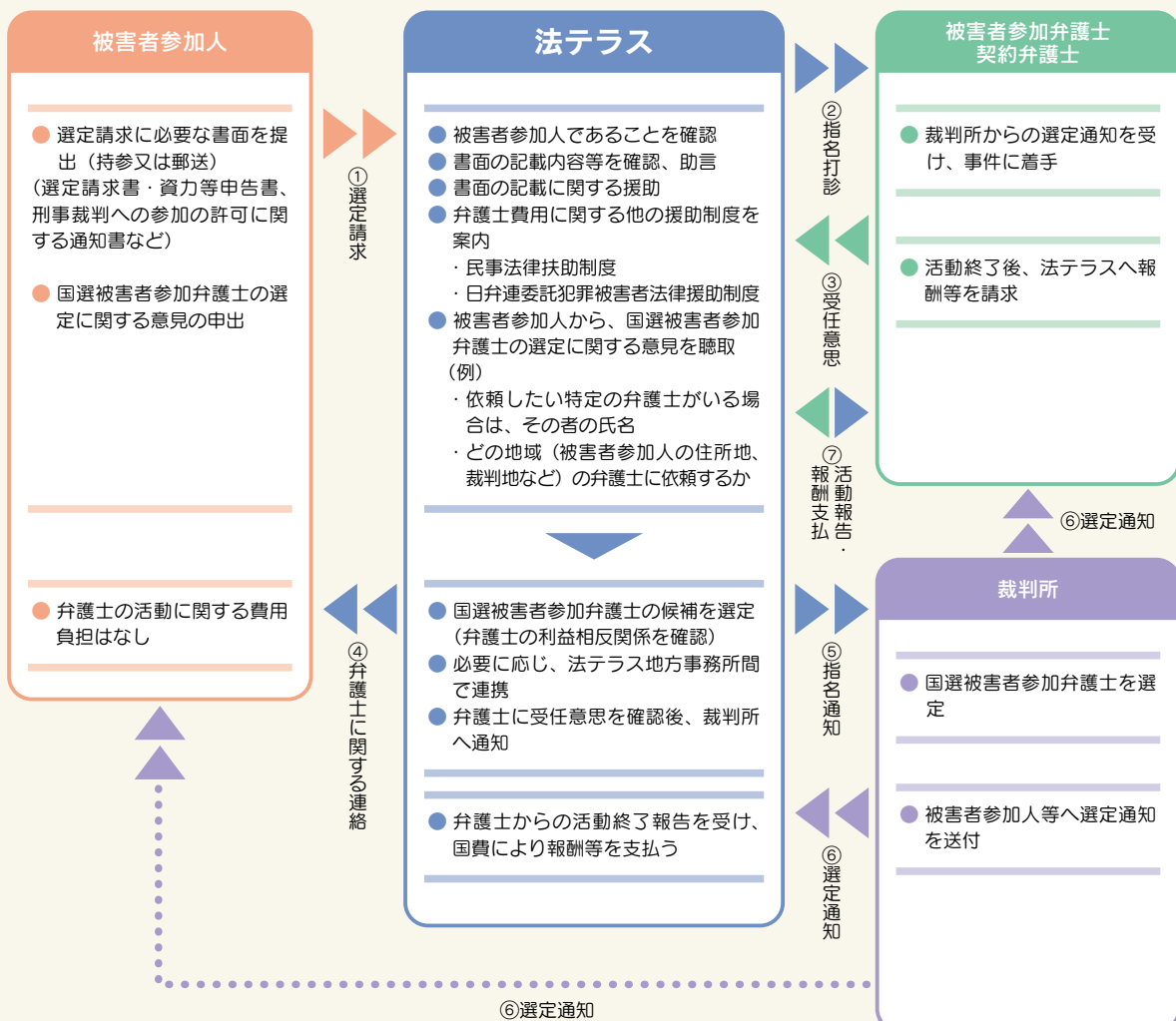
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強姦等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-13 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、平成27年4月1日現在で4,122名であり、前年度末より422名増加した。今後、刑事裁判への参加を許可される被害者等の増加が見込まれることから、被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、関係機関との連携の下で契約弁護士確保の取組みを進めていく。

資料 5-14 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数
	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	
東京	283	335	363	399	451	168
神奈川	106	128	149	163	197	91
埼玉	52	59	54	56	66	14
千葉	76	114	161	179	226	150
茨城	52	76	82	111	111	59
栃木	40	56	64	68	92	52
群馬	40	51	52	77	74	34
静岡	38	43	44	48	77	39
山梨	18	28	34	34	38	20
長野	78	92	92	119	127	49
新潟	56	69	83	83	83	27
大阪	125	132	134	137	150	25
京都	57	91	122	141	137	80
兵庫	58	64	82	84	103	45
奈良	45	52	37	42	42	-3
滋賀	20	27	30	30	32	12
和歌山	28	35	34	33	33	5
愛知	79	110	117	122	140	61
三重	38	38	44	50	50	12
岐阜	20	27	32	31	33	13
福井	26	29	37	42	47	21
石川	30	38	39	50	54	24
富山	17	19	19	20	21	4
広島	58	88	91	112	129	71
山口	55	57	66	65	82	27

地方 事務所名	人数					増減数
	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	
岡山	23	38	44	53	64	41
鳥取	21	23	23	33	43	22
島根	23	27	29	29	33	10
福岡	156	164	191	199	215	59
佐賀	37	37	50	58	60	23
長崎	60	68	71	75	81	21
大分	49	58	58	60	71	22
熊本	100	103	115	131	135	35
鹿児島	30	36	33	34	42	12
宮崎	53	84	81	82	87	34
沖縄	27	29	30	40	42	15
宮城	35	43	44	74	77	42
福島	23	23	26	32	39	16
山形	32	36	37	39	46	14
岩手	25	25	36	36	34	9
秋田	14	18	25	26	27	13
青森	16	24	24	34	26	10
札幌	72	102	110	126	141	69
函館	16	20	26	27	30	14
旭川	28	38	43	43	48	20
釧路	28	34	39	39	40	12
香川	26	28	29	28	28	2
徳島	29	47	46	43	49	20
高知	23	20	31	32	38	15
愛媛	35	31	32	31	31	-4
合計	2,476	3,014	3,335	3,700	4,122	1,646

イ 選定請求状況

平成26年度は451件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から平成27年3月までに受け付けた選定請求は計1,882件となった。過去5年間の選定請求件数の罪名内訳を見ると、強姦・強制わいせつ等が急速に増加するとともに突出して多く、平成26年度実績では全体の約46%を占めている。

資料 5-15 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数						
	合計	(割合)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
殺人（殺人未遂）	255	(15.4%)	40	45	67	47	56
傷害	240	(14.6%)	31	53	42	53	61
傷害致死	110	(6.7%)	19	25	22	15	29
強姦・強制わいせつ等	659	(39.9%)	77	91	109	175	207
危険運転致死傷	36	(2.2%)	3	2	5	14	12
業務上過失致死傷	10	(0.6%)	3	1	0	1	5
重過失致死傷	0	(0.0%)	0	0	0	0	0
過失運転致死傷等	194	(11.8%)	31	40	39	47	37
逮捕・監禁等	25	(1.5%)	3	3	4	6	9
略取・誘拐等	6	(0.4%)	1	1	1	2	1
人身売買	0	(0.0%)	0	0	0	0	0
強盗致死傷・強盗強姦等	103	(6.2%)	21	19	13	20	30
その他刑法犯	10	(0.6%)	2	2	0	3	3
特別法犯	1	(0.1%)	0	0	0	0	1
合計	1,649	100.0%	231	282	302	383	451

司法統計によれば、通常第一審事件において、被害者参加が許可された者のうち国選被害者参加弁護士に委託した割合は33.1%である（平成22年～平成26年）。

資料 5-16 通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった件数と国選被害者参加弁護士への委託人員数（司法統計による）

罪名	被害者参加を許可された人員数						国選被害者参加弁護士への委託人員数						国選率 (B/A)
	22年	23年	24年	25年	26年	合計(A)	22年	23年	24年	25年	26年	合計(B)	
殺人（殺人未遂）	126	145	115	112	101	599	58	60	66	67	55	306	51.1%
傷害	63	60	71	121	106	421	27	31	29	57	51	195	46.3%
傷害致死	32	53	80	90	41	296	22	34	33	41	27	157	53.0%
強姦・強制わいせつ等	107	113	140	188	254	802	66	74	90	140	177	547	68.2%
危険運転致死傷	23	14	19	50	34	140	13	2	4	13	9	41	29.3%
業務上過失致死傷	12	19	66	175	45	317	0	1	0	0	4	5	1.6%
重過失致死傷	5	0	3	3	6	17	1	0	0	0	0	1	5.9%
自動車運転過失致死傷	345	369	381	433	467	1,995	34	22	50	60	66	232	11.6%
逮捕・監禁等	3	1	3	10	5	22	0	0	0	3	0	3	13.6%
略取・誘拐等	2	2	7	2	9	22	0	1	4	2	1	8	36.4%
強盗致死傷・強盗強姦等	70	75	55	57	74	331	39	29	32	18	51	169	51.1%
その他刑法犯	7	21	17	7	12	64	5	15	9	3	8	40	62.5%
道路交通法違反	43	27	40	48	43	201	7	3	6	5	9	30	14.9%
自動車運転致死傷処罰法違反	—	—	—	—	26	26	—	—	—	—	2	2	7.7%
その他特別法犯	1	3	3	2	4	13	0	3	1	1	2	7	53.8%
合計	839	902	1,000	1,298	1,227	5,266	272	275	324	410	462	1,743	33.1%

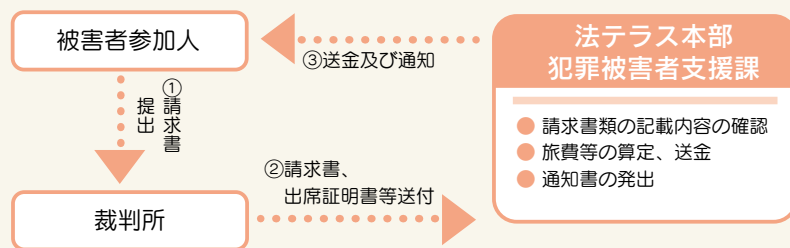
（注）平成22年から平成26年の被害者参加の申出人数は5,333名であり、被害者参加の申出をした者のうち98.7%（5,266名）が参加を許可されている。

5-4 被害者参加旅費等支給業務

(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方（被害者参加人）に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度であり、平成25年12月1日から開始された。資力等にかかわらず、すべての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、本部犯罪被害者支援課において、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。

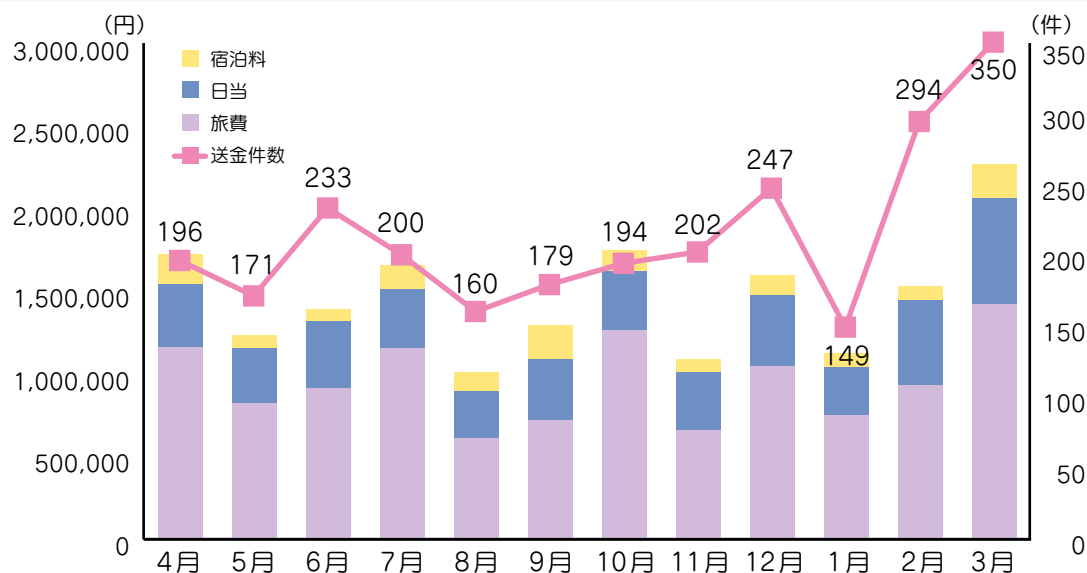
資料 5-17 被害者参加旅費等の支給の流れ



(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

平成26年度は、被害者参加人から計2,578件の請求を受け、裁判所等と連携を図りながら、迅速な旅費等の支給に努めた。平成26年4月から平成27年3月までに被害者参加人へ送金した旅費等は、計17,642,020円であった。

資料 5-18 平成26年度被害者参加旅費等支給業務実績



平成 26年度	請求 件数	送金		旅費	日当	宿泊料
		件数	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)
4月	135	196	1,722,522	1,158,722	384,400	179,400
5月	149	171	1,232,726	822,526	327,700	82,500
6月	250	233	1,389,491	909,391	406,300	73,800
7月	199	200	1,655,457	1,151,657	360,400	143,400
8月	147	160	1,010,284	607,684	285,600	117,000
9月	198	179	1,294,022	721,422	363,800	208,800

平成 26年度	請求 件数	送金				
		件数	金額 (円)	旅費 金額 (円)	日当 金額 (円)	宿泊料 金額 (円)
10月	201	194	1,747,152	1,261,752	357,000	128,400
11月	164	202	1,086,964	658,764	350,200	78,000
12月	290	247	1,593,643	1,044,843	431,800	117,000
1月	175	149	1,120,037	749,437	290,800	79,800
2月	287	294	1,526,022	932,822	513,400	79,800
3月	383	350	2,263,700	1,421,200	635,800	206,700
計	2,578	2,575	17,642,020	11,440,220	4,707,200	1,494,600